徳島市耐震改修促進計画２０２２

（素案）

令和3年12月

徳　島　市

目 次

序章　はじめに 1

序－１　計画策定の背景 1
序－２　計画の目的と位置付け 3
序－３　計画の対象期間 3

第１章　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 4

１－１　概要 4
１－２　想定される地震の規模・被害の状況 5
１－３　耐震化の現状 13
１－４　耐震改修等の目標設定 16

第２章　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 18

２－１　概　要 18
２－２　耐震診断・改修に関わる基本的な取り組み方針 19
２－３　耐震診断・改修の促進を図るための支援策 21
２－４　安心して耐震改修ができる環境整備 23
２－５　「死者ゼロ」に向けた総合的な安全対策 25
２－６　地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 30
２－７　優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定 33

第３章　建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及 36

３－１　概　要 36
３－２　地震に関する地域危険度マップの作成・公表 37
３－３　相談体制の整備及び情報提供の充実 37
３－４　パンフレットの配布等、学習機会の提供 37
３－５　リフォームにあわせた耐震改修の誘導 38
３－６　建替え・住替えの推進 39
３－７　空き家対策の取り組み 39
３－８　コミュニティ・自治会との連携・取り組み支援 39

第４章 耐震化を促進するための指導や命令等に関する事項 40

４－１　概　要 40
４－２　指導等の実施の流れについて 41
４－３　指導等の方針 42

第５章 その他建築物の耐震化の促進に関する事項 43

５－１　関係団体との連携 43
５－２　進行管理 43

序章　はじめに

序－１　計画策定の背景

①国の動向

日本は世界でも有数の地震国であり、今日まで起こった多くの地震により、我々の生活は多大な被害を受けています。平成７［1995］年１月 17 日に発生した兵庫県南部地震では、昭和 56［1981］年５月 31 日以前の耐震設計基準（旧耐震基準）に基づいて建築された建築物に被害が多かったことから、既存建築物の耐震性の強化が防災対策の中でも緊急性の高いものとして広く認識されることとなり、同年 12 月には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）が施行されるとともに、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が策定されました。

その後、平成 23［2011］年３月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）をはじめ震度６を超えるような大規模地震が頻発していることや、南海トラフ巨大地震等の発生の切迫性を受け、平成 25［2013］年 11 月に耐震改修促進法の改正や基本方針の改定が行われ、耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大（旧耐震基準による全ての建築物が対象）や、一部の建築物の耐震診断が義務化される等、耐震化の取り組みの強化が図られてきました。

さらに、平成 30［2018］年６月に発生した大阪府北部地震におけるブロック塀等の倒壊被害等を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、平成 31［2019］年１月に耐震改修促進法等を改正し、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けられました。

これらの動向を踏まえて、国では現在、「国土強靭化年次計画 2021」（令和３［2021］年６月 17 日内閣官房国土強靭化推進本部決定）で建築物の耐震化の目標として、住宅について令和 12［2030］年度までに耐震性を有しない住宅ストックの概ね解消、（多数の者が利用する）建築物について令和７［2025］年度までに耐震性を有しない建築物ストックの概ね解消を掲げています。また、専門家、有識者からなる「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」（以下、「研究会」という。）を設置し、今後どのように目標を設定し、達成状況を検証していくか等のフォローアップのあり方について検討を進めています。

②徳島県の動向

徳島県においては、平成 19［2007］年３月に耐震改修促進法第５条第１項の規定に基づき「徳島県耐震改修促進計画」を策定しました。その後、平成 25［2013］年の耐震促進法の改定等を受けて平成 26［2014］年３月に計画を改定し、以降、防災拠点施設の指定を行うごとに一部変更を行ってきました。

令和３［2021］年５月には、平成 26［2014］年策定の計画が計画期間満了となったことを受け、これまでの取り組みを踏まえた耐震化の状況や、耐震化が進まない理由等をヒアリングした実態調査の結果を受けて、新たな「徳島県耐震改修促進計画」を策定しています。

③「徳島市耐震改修促進計画」の見直し

徳島市では、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進するための計画として平成 20［2008］年３月に「徳島市耐震改修促進計画」を策定し、その後、平成 26［2014］年３月に計画の改定を行っています（以下、「前回計画」という。）。

本計画は、前回計画の計画期間の満了及び、徳島県耐震改修促進計画の令和３［2021］年７月の改定を反映することで、「徳島市耐震改修促進計画 2022」として、上位・関連計画との整合を図りながら、目標達成のために必要な施策を定めるものです。



序－２　計画の目的と位置付け

本計画は、既存建築物の耐震性を向上させることにより、地震による建築物の被害を未然に防止するとともに、市街地の防災性を高め、安全で安心なまちづくりを進めることを目的として策定します。

本計画は、下図のとおり、耐震改修促進法を受けて策定するものです。県が策定する「徳島県耐震改修促進計画（令和３［2021］年５月改定）」の内容を勘案しつつ、地域固有の状況に配慮したものとします。また、本市の最上位計画である「徳島市総合計画 2021」や「徳島市国土強靭化地域計画」、「徳島市地域防災計画」、「徳島市住生活基本計画」等との整合・連携を図ります。

なお本市では、持続可能な環境や社会の実現に向け、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の達成に貢献するための取り組みを推進しており、本計画では特に関連が深い「７.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「９.産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11.住み続けられるまちづくりを」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」を踏まえつつ取り組みを推進していきます。



図　序-1　本計画に関連が深いＳＤＧｓの目標

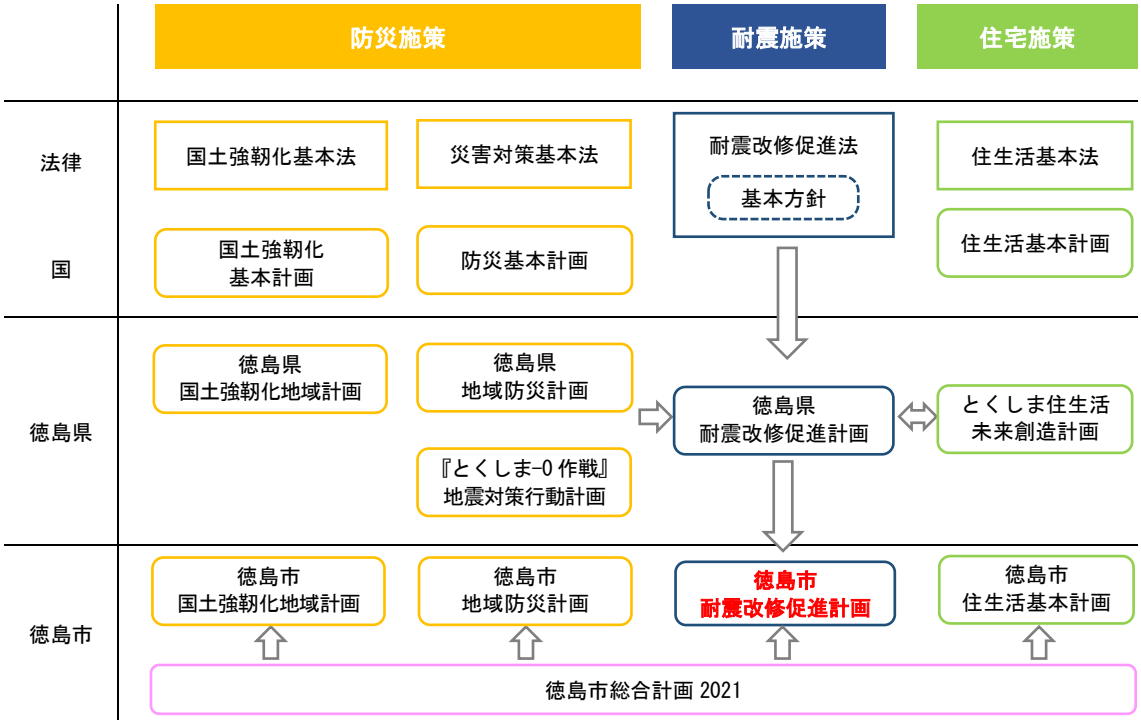


図　序-2　徳島市耐震改修促進計画の位置付け

序－３　計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和４［2022］年度から令和８［2026］年度までの５年間とします。なお、本計画は、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

第１章　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

１－１　概要

想定される地震の規模、被害の状況	○南海トラフで発生する地震 ・発生頻度の高い地震・津波（レベル１）→マグニチュード８ （30 年以内の発生確率：70%～80%） ・最大クラスの地震・津波　（レベル２）→マグニチュード 9.1 （南海トラフ巨大地震） ⇒徳島市における被害-人的被害：死者約 10,400 人、負傷者約 6,200 人 -建築物被害：全壊約 48,300 棟 ○中央構造線・活断層地震 ・讃岐山脈南縁東部区間(鳴門市付近～美馬市付近)→マグニチュード 7.7 程度 （30 年以内の発生確率：1.0%以下） ⇒徳島市における被害-人的被害：死者約 1,340 人、負傷者約 5,200 人 -建築物被害：全壊約 25,600 棟
耐震化の現状と設定	○住宅 ・令和２［2020］年度推計では、居住世帯のある住宅約 11.9 万戸のうち、耐震性がある住宅は約 10.5 万戸で耐震化率は約 88%です。 ・本計画では、住宅の耐震化の現状、これまでの本市の取り組み、国の目標等を踏まえて、令和８［2026］年度までに住宅の耐震化率 95%及び、地震発生時における「死者ゼロ」を目指します。 ○特定建築物 ・令和２［2020］年度時点の特定建築物の棟数は 1,807 棟で、そのうち耐震性があると確認されている建築物が 1,420 棟あり、耐震化率は約 79%です。 ・災害時に重要な機能を果たす４用途の建物（学校、病院、庁舎、公営住宅）のうち、耐震化率が現時点で 100%となっていない学校及び病院について令和８［2026］年度までに耐震性の不足するものを概ね解消します。 ○市有施設（優先度Ｂ） ・令和３［2021］年 10 月現在で、「不特定多数の者が使用し多くの被害が予測される建築物及びライフラインの応急対策活動拠点となる建築物（優先度Ｂの市有施設）」は 125 棟あり、そのうち耐震性がある建築物は 119 棟で、耐震化率は 95.2%です。 ・計画目標年次である令和８［2026］年度までに耐震化率 100%を目指します。 ※市有施設の優先度の考え方は P34 参照

１－２　想定される地震の規模・被害の状況

本市周辺に大きな影響を与えると想定される地震は、プレートの沈み込みによって起こる「海溝型地震」と、内陸部の活断層を震源とする「内陸型地震」に大きく区分されます。

本市における被害が特に大きいと想定される、海溝型地震の「南海トラフで発生する地震」と内陸型地震の「中央構造線・活断層地震」の想定規模・被害等について、以下のとおり整理します。

（１）南海トラフで発生する地震

「南海トラフで発生する地震」とは、下図に示すように、南海トラフ沿いで、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。

これまでに、100～150 年周期でマグニチュード８クラスの地震・津波（レベル１）が発生しており、最近では昭和 19［1944］年及び昭和 21［1946］年にそれぞれ発生しています。

また、内閣府では、平成 23［2011］年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、その発生頻度は極めて低いですが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（レベル２）（南海トラフ巨大地震）を推計し、平成 24［2012］年 8 月 29 日に公表しています。

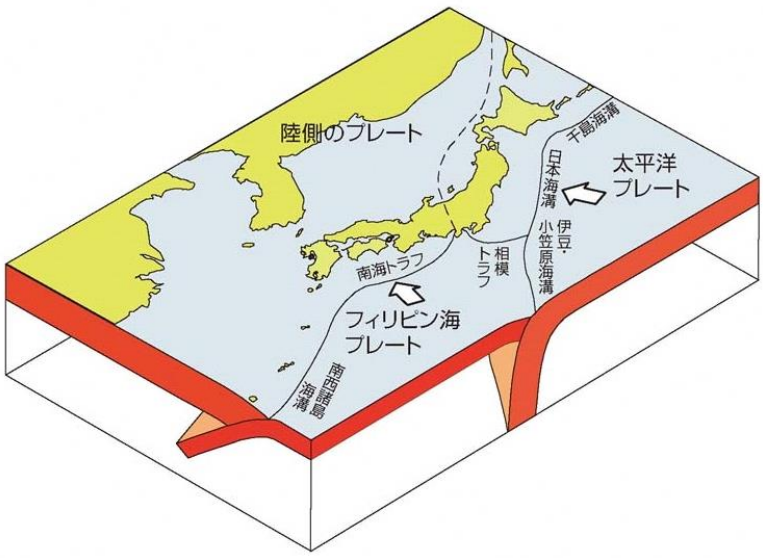


図 1-1　日本列島とその周辺のプレート

資料：「平成 18 年版　防災白書」内閣府編

①地震規模と発生確率

南海トラフで発生する地震の規模と発生確率は、政府の地震調査研究推進本部において以下のとおり発表されています。

表 1-1　南海トラフで発生する地震の規模と発生確率

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模 （マグニチュード）	地震発生確率 30 年以内
南海トラフで 発生する地震	Ｍ８～Ｍ９クラス	70%～80%

資料：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和３年１月公表）

②南海トラフ巨大地震による被害想定

南海トラフで発生する地震のうち、東海～日向灘の全ての震源域で同時に地震が発生する「南海トラフ巨大地震」が発生した時の人的・建築物被害の様相について、県が「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」として、国の想定を基に県の地質や建築物、人口分布を反映して推計しています。

ア）震度分布

地表での地震動は、本市東部では震度７となり、吉野川下流域は震度６強、本市西部等その他の地域は震度６弱の揺れが起こると想定されています。

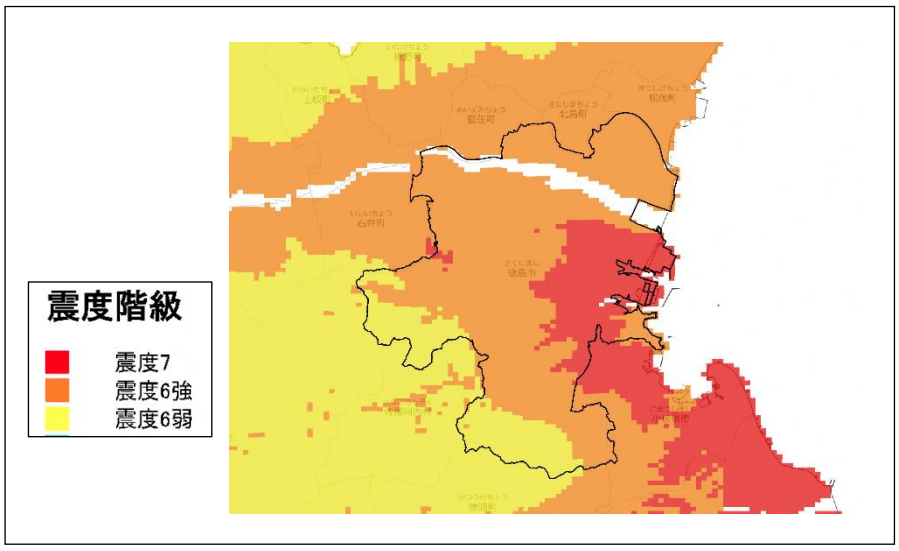


図 1-2　南海トラフ巨大地震の震度分布

資料：徳島県総合地図提供システム-防災・減災マップ（平成 25 年７月作成）

イ）液状化危険度分布

液状化の危険度予測としては、本市では東部及び吉野川下流域で発生する可能性が極めて高く、液状化の発生が確実視されています。

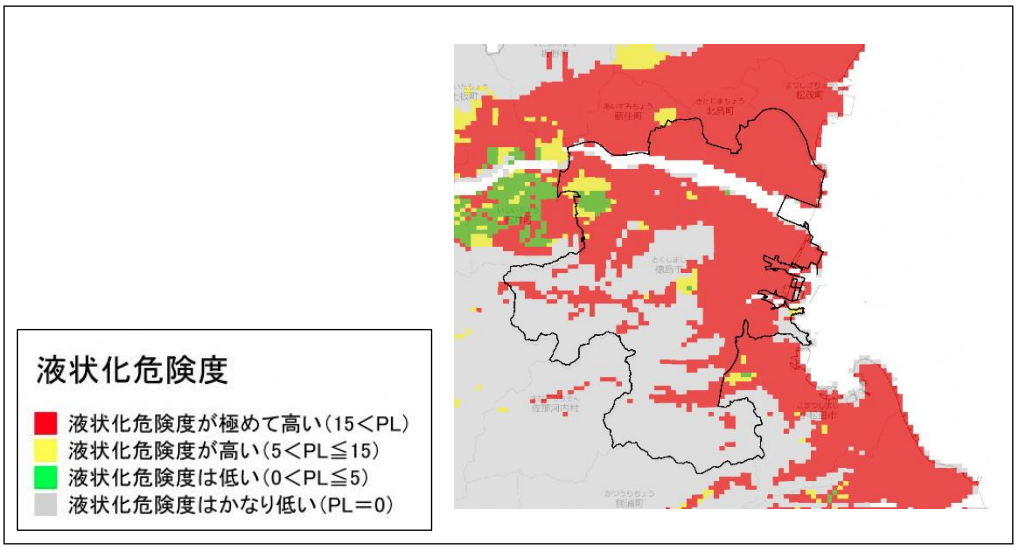


図 1-3　南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布

資料：徳島県総合地図提供システム-防災・減災マップ（平成 25 年７月作成）

ウ）津波浸水想定

「徳島県津波浸水想定」によると、南海トラフ巨大地震が発生した際、市内では広い地域で津波浸水が予測されています。

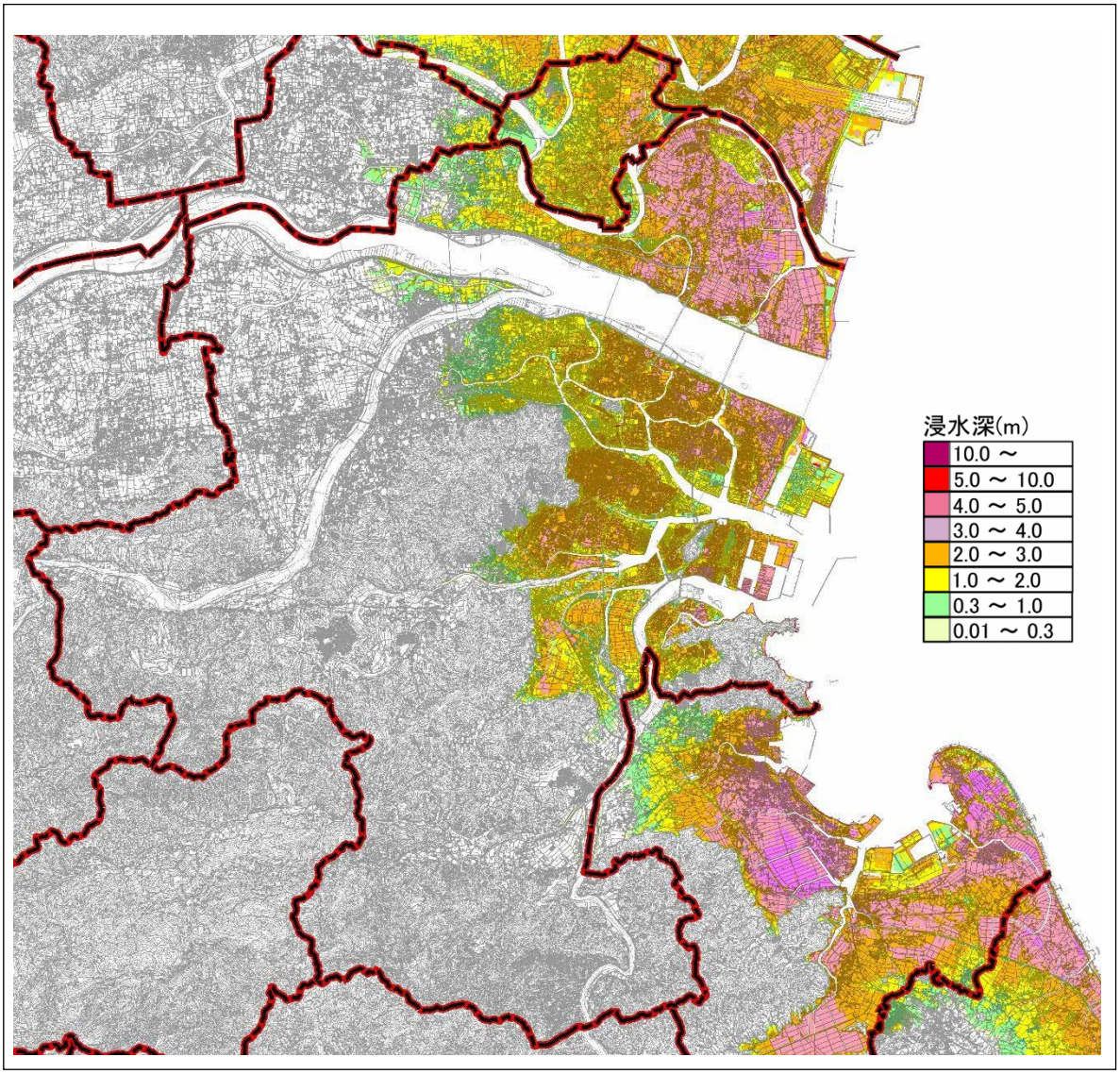


図 1-4　南海トラフ巨大地震による津波浸水想定

資料：徳島県津波浸水想定（平成 24 年 10 月公表）

表 1-2　到達時間・津波高

区分	第１波		最大津波	
徳島市 マリンピア東端	到達時間（分）	津波高（cm）	到達時間（分）	津波高（T.P.m）
	41	初期水位＋20	53	5.0

1)T.P.：東京湾平均海面（Tokyo Peil）

資料：徳島市地域防災計画（令和３年２月策定）

エ）人的被害

南海トラフ巨大地震では、多くの人々が住宅内にいる冬深夜に人的被害が最大となり、市内では、死者は約 10,400 人、負傷者は約 6,200 人と想定されています。

表 1-3　要因別人的被害概数（南海トラフ巨大地震）

単位：人

季節時刻	人口	要因	揺れ	家具類の転倒	急傾斜地	津波	自力脱出困難者	火災	ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物	合計
冬深夜	264,548	死者	1,400	130	※	8,600	4,400	410	0	10,400
		負傷者	5,500	2,200	※	※	※	640	0	6,200
夏12時	289,853	死者	910	80	※	7,500	3,700	490	※	8,900
		負傷者	4,500	1,600	※	※	※	850	180	5,500
冬18時	279,731	死者	1,000	90	※	7,100	3,700	780	※	9,000
		負傷者	4,300	1,600	※	※	※	1,100	380	5,800

1)※は、若干数を表す。
2)数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

資料：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成 25 年７月公表）

オ）建築物被害

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」では、冬深夜、夏 12 時、冬 18 時において以下の要因別に建築物被害（全壊）の状況が示されています。

揺れ、液状化、急傾斜地、津波それぞれの被害は時期に影響されませんが、火災被害においては、冬 18 時発生の場合の被害が他よりも多くなり、結果としてこの時期の全体被害が市内で約 48,300 棟と最も多くなっています。

要因ごとの被害数を冬 18 時の場合で比較すると、揺れによる被害が約 22,300 棟で最も多く、次いで津波による被害の約 16,200 棟、火災による被害の約 9,600 棟、液状化による被害の約 190 棟、急傾斜地（山・がけ崩れ）による被害の約 70 棟の順となっています。

表 1-4　要因別建築物被害棟数（南海トラフ巨大地震）

単位：棟

要因／時期	全建築物数	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計	全建築物数に対する割合
冬 深夜	84,397	22,300	190	70	16,200	4,700	43,500	51.5%
夏 12 時		22,300	190	70	16,200	7,500	46,200	54.7%
冬 18 時		22,300	190	70	16,200	9,600	48,300	57.2%

1)数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

資料：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成 25 年７月公表）

（２）中央構造線・活断層地震

「中央構造線・活断層地震」は、国内最大級の活断層である「中央構造線断層帯」を震源とする直下型地震で、長い年月をかけて大陸プレートにたまった「ひずみ」が限界に達したとき、プレート表面付近の岩盤が壊れて、ずれ動くことで活断層地震が発生します。

発生確率は低いとされていますが、「熊本地震（平成 28［2016］年)」や「鳥取県中部地震（平成 28［2016］年)」、「大阪府北部地震（平成 30［2018］年)」と、近年、断層型の地震が相次いで発生しているため、活断層地震への備えも必要とされています。



図 1-5
中央構造線断層帯の位置
資料：徳島県ホームページ

①地震規模と発生確率

中央構造線・活断層地震の規模と発生確率は、政府の地震調査研究推進本部において以下のとおり発表されています。

また、中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から大分県の由布院に達する長大な断層帯で、四国北部を東西に横断しており、徳島県に関係するのは、

・讃岐山脈南縁東部区間
（徳島県鳴門市付近の鳴門断層から美馬市付近の井口断層に至る区間）
・讃岐山脈南縁西部区間
（徳島県美馬市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間）

となっています。

表 1-5　中央構造線・活断層地震の規模と発生確率

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率 30 年以内
中央構造線・活断層地震		
讃岐山脈南縁東部区間（鳴門市付近～美馬市付近）	M7.7 程度	1.0%以下
讃岐山脈南縁西部区間（美馬市付近～愛媛県新居浜市付近）	M8.0 程度もしくはそれ以上	ほぼ 0.0%～0.4%

資料：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和３年１月公表）

②震度分布

県は、「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」として、平成 28［2016］年の熊本地震の発生を受け、内閣府の推計手法を基に県の詳細データを反映し、中央構造線・活断層地震による被害想定を公表しています。

それによると、地表での地震動は、本市北西部では震度７となり、南部では６弱または５強、その他の地域は６強の揺れが起こると想定されています。

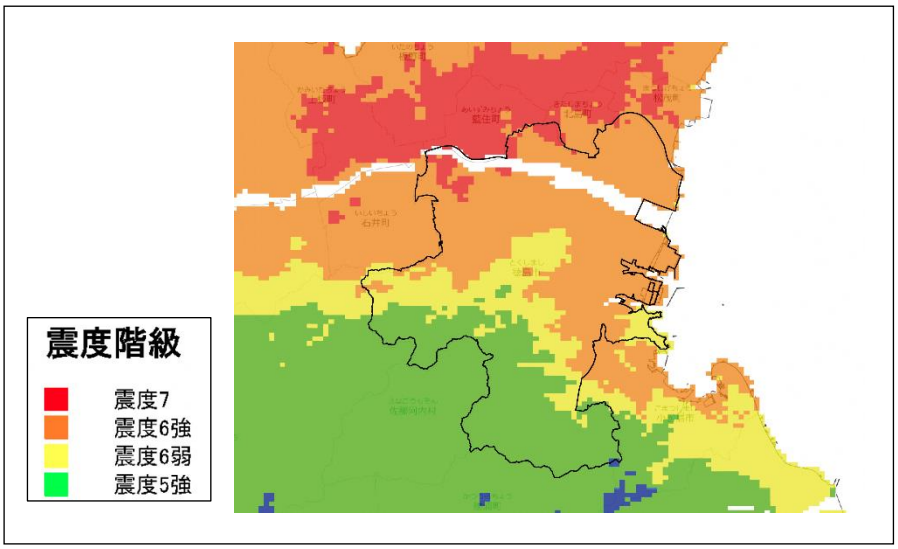


図 1-6　中央構造線・活断層地震の震度分布

資料：徳島県総合地図提供システム-防災・減災マップ（平成 29 年３月作成）

③液状化危険度分布

液状化の危険度予測としては、本市では南海トラフ地震と同様、東部及び吉野川下流域で発生する可能性が極めて高いとされています。

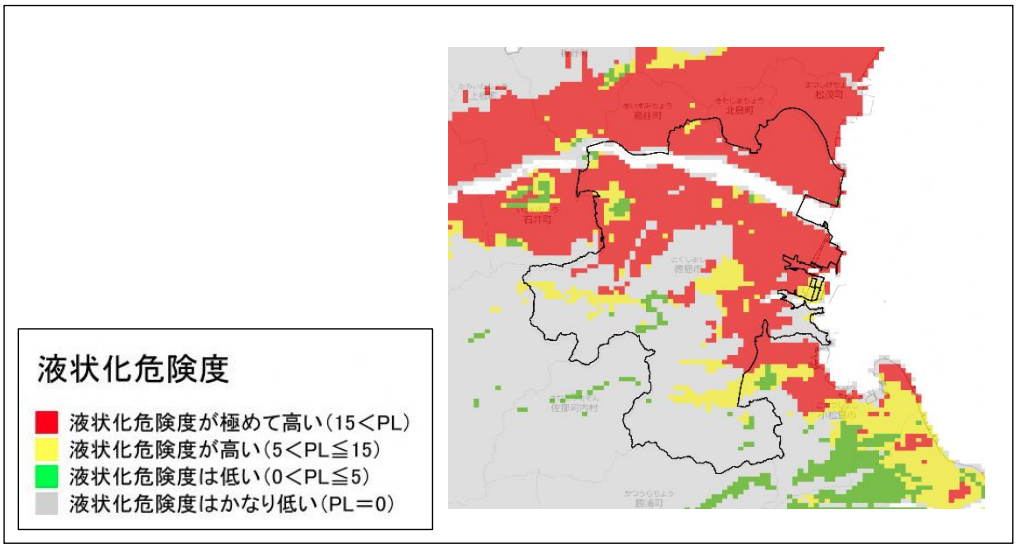


図 1-7　中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布

資料：徳島県総合地図提供システム-防災・減災マップ（平成 29 年３月作成）

③人的被害

中央構造線・活断層地震では、死者は冬 18 時が火災によるものの多さから最大となり、約 1,340 人、負傷者は多くの人々が住宅内にいる冬深夜が最大となり、約 5,200 人と想定されています。

表 1-6　要因別人的被害概数（中央構造線・活断層地震）

単位：人

季節時刻	人口	要因	揺れ	家具類の転倒（揺れの内数）	急傾斜地	火災	ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物	合計
冬 深夜	264,548	死者	860	70	※	300	※	1,160
		負傷者	4,800	1,300	※	350	※	5,200
		重傷者	1,200	270	※	100	※	1,300
夏 12 時	289,853	死者	560	50	※	200	※	770
		負傷者	3,800	950	※	300	130	4,200
		重傷者	790	200	※	80	50	920
冬 18 時	279,731	死者	640	50	※	690	※	1,340
		負傷者	3,800	920	※	700	270	4,700
		重傷者	840	200	※	200	90	1,100

1)※は、若干数を表す。
2)数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

資料：徳島県中央構造線・活断層地震被害想定（平成 29 年 7 月公表）

④建築物被害

「揺れ」「液状化」「急傾斜地」それぞれの被害は時期に影響されませんが、「火災」被害においては、冬 18 時発生の場合の被害が他よりも多くなり、結果としてこの時期の全体被害が市内で約 25,600 棟と最も多くなっています。

要因ごとの被害数を冬 18 時の場合で比較すると、揺れによる被害が約 13,500 棟で最も多く、次いで火災による被害の約 11,900 棟、液状化による被害の約 200 棟、急傾斜地（山・がけ崩れ）による被害の約 50 棟の順となっています。

表 1-7　要因別建築物被害棟数（中央構造線・活断層地震）

単位：棟

要因／時期	全建築物数	揺れ	液状化	急傾斜地	火災	合計	全建築物数に対する割合
冬 深夜	84,397	13,500	200	50	4,900	18,600	22.1%
夏 12 時		13,500	200	50	4,900	18,600	22.1%
冬 18 時		13,500	200	50	11,900	25,600	30.3%

1)数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

資料：徳島県中央構造線・活断層地震被害想定（平成 29 年 7 月公表）

１－３　耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。これらの法令は大規模地震等により逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しての規定は、昭和 56［1981］年６月に大きく改正されました。改正前の基準（以下、「旧耐震基準」という。）によって建築された建築物は兵庫県南部地震で大きな被害を受けたものが多く、現存する建築物の耐震性に疑問があるとされています。一方、改正後の基準（以下、「新耐震基準」という。）によって建築された建築物は、同様の大きな地震でも概ね耐震性を満たすとされています。（その後、平成 12［2000］年に再度、耐震基準が見直されています。）

（１）住宅における耐震化の現状

①耐震化率

令和２［2020］年度時点における住宅の耐震化の状況を推計した結果は以下のとおりです。

住宅 119,146 戸のうち、木造戸建が 53,616 戸、その他が 65,530 戸となっています。耐震性がある住宅は、新耐震基準以降に建てられた戸数に、旧耐震基準で建てられた住宅のうち耐震性があると推計されるものを加え、徳島市の住宅全体の耐震化率は約 88％と推計されます。構造別には、木造戸建が約 83％、その他が約 92％となっています。

前回計画策定時の全住宅の耐震化率は約 80％（平成 20［2008］年度）であり、耐震化は着実に進んでいると言えます。

表 1-8　市内の住宅の耐震化状況（令和２［2020］年度時点）

区分	新耐震基準 建築物①（戸） 【昭和56年以降】	旧耐震基準 建築物②（戸） 【昭和55年以前】	住宅数⑤（戸） （①+②）	耐震性ありの 住宅数⑥（戸） （①+④）	**耐震化率（%） （⑥／⑤）**
		耐震性なし③			
		耐震性あり④			
木造 戸建	39,318	14,298	53,616	44,508	**83.0**
		9,108			
		5,190			
その他	52,424	13,106	65,530	60,528	**92.4**
		5,002			
		8,104			
合計 （全住宅）	91,742	27,404	119,146	105,036	**88.2**
		14,110			
		13,294			

1）住宅・土地統計調査より研究会とりまとめ参考資料（令和２年５月）記載の算出方法に基づき算出。

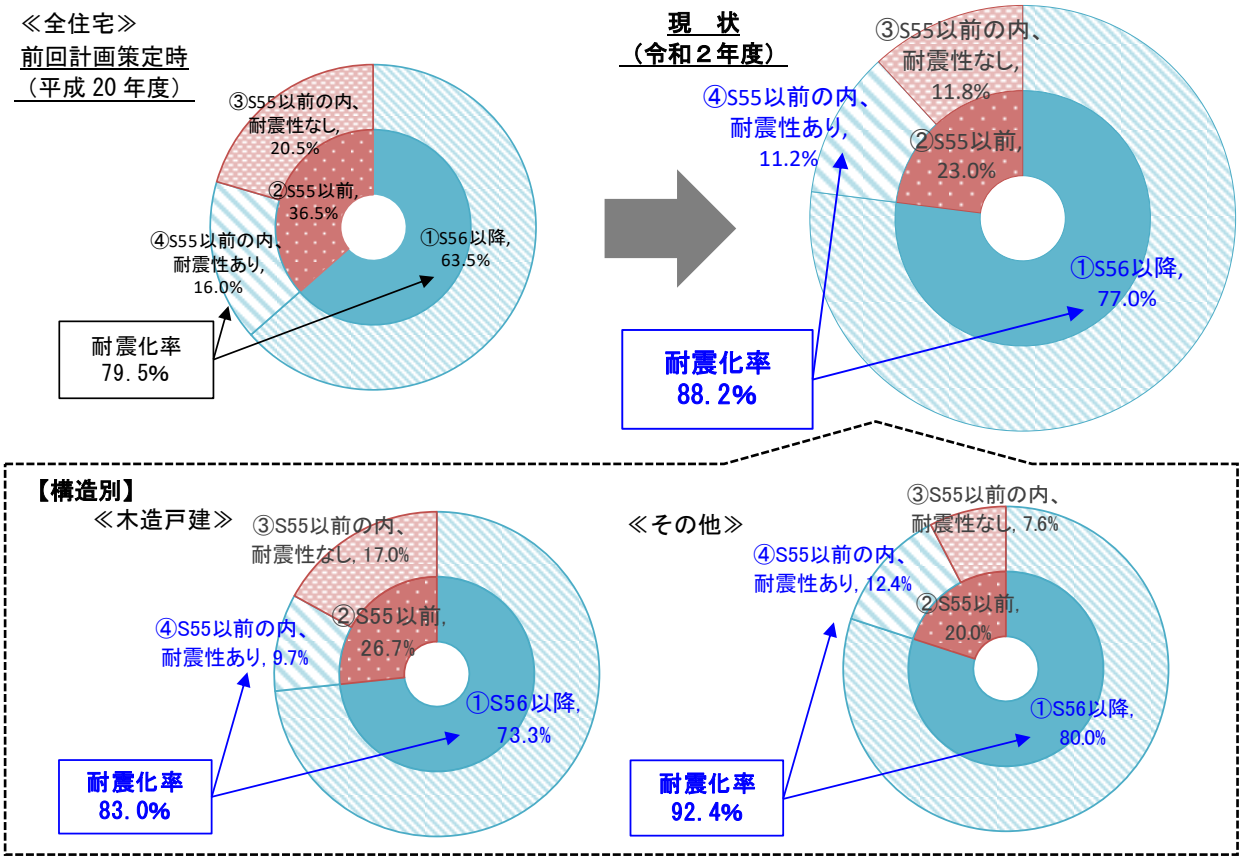


図 1-8　市内の住宅の耐震化状況（令和２年度時点）

②木造住宅の耐震化に関する事業の実績

本市では、耐震性が不足している可能性のある木造住宅を対象に、耐震化の支援事業として耐震診断支援事業及び耐震改修支援事業を実施しています。

耐震診断支援事業の申込件数が減少傾向にある一方で、耐震改修支援事業の申込件数が徐々に増加してきていることから、耐震診断を済ませ、その結果を踏まえて耐震化の取り組みを実施する段階に移ってきていると考えられます。

表 1-9　木造住宅の耐震化に関する事業の実績

単位：件

申込件数	H26	H27	H28	H29	H30	R１	R２
耐震診断支援事業	463	267	374	200	284	192	160
耐震改修支援事業	19	31	51	60	65	62	74

1)耐震診断支援事業：平成 12 年５月以前着工の木造住宅を対象に、耐震診断員が無料で耐震診断を行う事業。
2)耐震改修支援事業：平成 12 年５月以前着工の木造住宅を対象に、耐震診断により、倒壊の可能性が高いと診断された木造住宅について、耐震性を確保するための改修工事費用の一部を補助する事業。

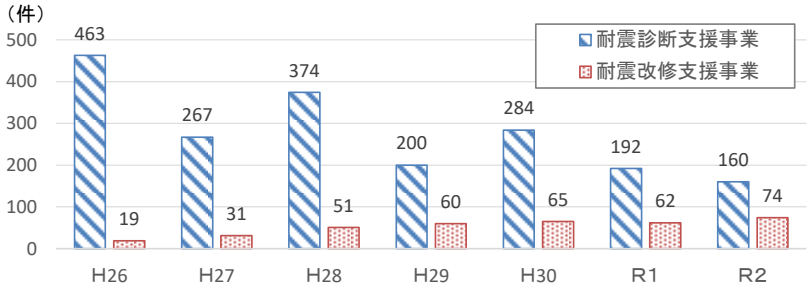


図 1-9
耐震診断・改修支援事業の申込件数の推移

（２）特定建築物における耐震化の現状

令和２［2020］年度時点における徳島市内の特定建築物の棟数は 1,807 棟で、そのうち耐震性があると確認されている建築物が 1,420 棟あり、耐震化率は約 79%となっています。

表 1-10　特定建築物等の耐震化の状況（令和２年度時点）

用途		棟数（棟）	耐震性有り（棟）			耐震化率（%）
			S55以前	S56以降	小計	
第１号特定建築物	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、盲学校、聾学校もしくは養護学校	71	24	47	71	100.0%
	上記以外の学校	65	20	44	64	98.5%
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	3	3	0	3	100.0%
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	2	0	2	2	100.0%
	病院、診療所	102	6	84	90	88.2%
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	0	－
	集会場、公会堂	9	2	7	9	100.0%
	展示場	0	0	0	0	－
	卸売市場	2	1	0	1	50.0%
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	82	1	52	53	64.6%
	ホテル、旅館	46	1	34	35	76.1%
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	584	53	368	421	72.1%
	事務所	137	8	108	116	84.7%
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	45	0	45	45	100.0%
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	13	1	12	13	100.0%
	幼稚園、保育所	44	12	32	44	100.0%
	博物館、美術館、図書館	1	0	1	1	100.0%
	遊技場	2	0	2	2	100.0%
	公衆浴場	1	0	1	1	100.0%
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	0	0	0	0	－
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	108	6	87	93	86.1%
	工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く）	55	2	44	46	83.6%
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	0	0	0	0	－
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	9	0	9	9	100.0%
	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	13	1	10	11	84.6%
	小計	1,394	141	989	1,130	81.1%
第２号	危険物の貯留場又は処理場の用途に供する建築物	194	4	133	137	70.6%
	小計	194	4	133	137	70.6%
第３号	道路を閉塞させる住宅・建築物	219	5	148	153	69.9%
	小計	219	5	148	153	69.9%
合計		**1,807**	**150**	**1,270**	**1,420**	**78.6%**

1)本計画における特定建築物とは以下のものをいう。
①表に示す建築用途（次の②～⑤を除く）で延床面積が 1,000 ㎡以上かつ３階建て以上の建築物
②小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、老人ホーム、老人福祉施設等は、延床面積が 1,000 ㎡以上かつ２階建て以上の建築物
③体育館（一般の用に供されるもの）は、延床面積が 1,000 ㎡以上かつ１階建て以上の建築物
④幼稚園・保育所は、延床面積が 500 ㎡以上かつ２階建て以上の建築物
⑤一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
⑥道路を閉鎖させる住宅・建築物
2)第２号特定建築物（上記⑤）の棟数には、第１号特定建築物（多数の者が利用する建築物）の棟数も含まれている。
3)第３号特定建築物（上記⑥）には、第１号特定建築物の棟数も含まれている。

１－４　耐震改修等の目標設定

（１）住宅における耐震化の目標

前回計画では、平成 20［2008］年度時点の耐震化率 79.5%から、令和２［2020］年度までに住宅の耐震化率 95%とすることを目標としていました。それに対して、令和２［2020］年度時点で 88.2%と、着実に耐震化は進んでいますが、目標値には達していない状況です。

本計画では、住宅の耐震化の現状、これまでの本市の取り組み、国の目標※等を踏まえて、令和８［2026］年度までに住宅の耐震化率 95%を目指します。

あわせて、「徳島県耐震改修促進計画」では地震発生時における「死者ゼロ」を住宅の耐震化に関する目標としていることから、本市においてもそれを踏まえて地震発生時における「死者ゼロ」を目指します。

※国の計画等における住宅の耐震化に係る目標は以下のとおり。
- 国土強靭化年次計画 2021：令和 12 年度までに耐震性を有しない住宅ストックの概ね解消
- 研究会とりまとめ（令和２年５月）：令和７年度までに住宅の耐震化率 95%、令和 12 年度までに耐震性を有しない住宅ストックの概ね解消

（２）特定建築物における耐震化の目標

災害時に重要な機能を果たす４用途の建物（学校、病院、庁舎、公営住宅）のうち、耐震化率が現時点で 100%となっていない学校及び病院については、民間建築物が含まれるため、令和８［2026］年度までに、民間と連携して耐震性の不足するものの概ね解消を目指します。

表 1-11　特定建築物の耐震化の目標

建物用途	棟数（令和２年度）	耐震化率（令和２年度）	耐震化率の目標（令和８年度）
学校	136 棟	99.3%	**概ね解消**
病院	102 棟	88.2%	**概ね解消**



（３）市有施設（優先度Ｂ）における耐震化の目標

市有施設のうち、耐震化の優先度が最も高い（優先度Ａ）、「防災上重要な市有施設」については、既に全ての施設の耐震化が完了しています。

次いで優先度の高い、「不特定多数の者が使用し多くの被害が予測される建築物及びライフラインの応急対策活動拠点となる建築物（優先度Ｂ）」についても、現状の耐震化率95.2%から、計画目標年次である令和８［2026］年度までに耐震化率100%を目指します。

表 1-12　市有施設（優先度Ｂ）の耐震化の目標

棟数（令和３年10月時点）	優先度Ｂの市有施設（不特定多数の者が使用し多くの被害が予測される建築物及びライフラインの応急対策活動拠点となる建築物）① ・学校教育施設（避難所指定以外） ・各種福祉施設（避難所指定以外） ・集会所（避難所指定以外） ・社会教育施設 ・文化・コミュニティ施設 ・観光・レクリエーション施設 ・下水道管理施設、水道施設　等	125 棟
	うち、新耐震基準建築物【昭和56年以降】②	75 棟
	うち、旧耐震基準建築物【昭和55年以前】	50 棟
	うち、耐震性を有するもの③	44 棟
耐震化率（令和３年10月時点）≪（②＋③）／①≫		95.2%
耐震化率の目標（令和８年度）		**100%**

※市有施設の優先度の考え方はP34参照



第２章　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

２－１　概　要

基本的な取り組み方針	○所有者等の主体的な取り組みを基本として耐震化の促進を図ります。 ○行政等を中心に適切な役割分担を行いながら、所有者等の耐震化の促進を支援します。 ○市は、耐震化の進捗状況の把握に努めます。 ○優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定します。
耐震診断・改修の促進を図るための支援策	○各種助成制度により、耐震診断・改修の取り組みを支援します。 ○避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料を整備します。
安心して耐震改修ができる環境整備	○相談窓口の設置や戸別訪問、イベントの実施等により、市民が耐震化をより理解し、安心して対策に取り組むことができるよう、関連する情報を積極的に提供します。 ○県と協働して、耐震改修等の実施にあたって必要な人材等の育成に努めるとともに、市民に紹介します。
「死者ゼロ」に向けた総合的な安全対策	○住まいにおける家具の転倒防止や耐震シェルターの設置、ブロック塀の耐震化、不特定多数の者が利用する建築物等における落下物（天井・窓ガラス等）の安全対策等、生命を守ることに主眼をおいた「死者ゼロ」に向けた総合的な安全対策に取り組みます。
要緊急安全確認大規模建築物に関する事項	○耐震改修促進法附則第３条第１項に基づき、耐震診断が義務化された建築物は、不特定多数の者が利用する建築物等で大規模なものであり、倒壊した場合の人的被害や周辺地域に及ぼす影響が大きいことから、耐震診断の結果及び耐震改修等の状況について建築物の用途ごとにとりまとめ、ホームページその他の適切な方法により公表を行います。
地震発生時に通行を確保すべき道路	○耐震改修促進法第６条第３項第１号及び第２号に基づき、地震発生時に通行を確保すべき道路を指定することにより、沿道の敷地が接する通行障害既存不適格建築物の耐震化促進を図ります。
優先的に耐震化に着手すべき建築物	○「災害時に機能の確保が必要な建築物」、「災害時に要援護者等が利用する建築物」について優先的に耐震化に着手すべき建築物と位置づけます。

２－２　耐震診断・改修に関わる基本的な取り組み方針

（１）基本的な取り組み方針

耐震診断及び耐震改修の促進にあたっては、以下の４項目を基本的な考え方として推進していくこととします。

①所有者等の主体的な取り組みを基本として耐震化の促進を図ります。

耐震改修促進法では、国民に建築物の安全性を確保する努力義務があり、特に多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物等の所有者は耐震診断・改修に努力する必要があります。

所有者等は自身が所有する住宅・建築物について、迫る大規模地震に対する危機感を認識し、主体的に耐震化に取り組むことが基本となります。

②行政等を中心に適切な役割分担を行いながら、所有者等の耐震化の促進を支援します。

行政等は、地域特性や緊急性、公益性を十分に考慮しながら、建築物の所有者が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や技術的・経済的支援を可能な限り実施するものとします。

また、行政を中心に建築関係団体や地域の各種団体（自治会等)、ＮＰＯ等が、適切な役割分担を行いながら、積極的な情報公開、意識啓発活動等により所有者等の取り組みを支援していきます。

③市は、耐震化の進捗状況の把握に努めます。

公共建築物や特定建築物について耐震化の状況及び進捗状況の把握に努めるとともに、本計画の進捗と目標の達成状況について、定期的に検証を行い、必要な諸策を講じます。

④優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定します。

南海トラフ巨大地震等の発生の切迫性を鑑み、市有施設、民間建築物それぞれに耐震化の優先順位を設定し、取り組んでいきます。

（２）具体的な促進策

徳島市及び徳島県が実施する促進策を大別すると以下のとおりです。

①耐震診断・改修の促進を図るための支援策

ア　耐震診断・改修に対する助成制度

・徳島県既存木造住宅耐震化促進事業、徳島市既存木造住宅耐震化促進事業
　→耐震診断支援事業
　→耐震改修支援事業
・地震保険における耐震診断割引

イ　人材の育成

・徳島県木造住宅耐震技術者養成講習会（耐震診断員・耐震改修施工者等の登録）
・徳島県耐震スーパーバイザー認定制度
・徳島県木造住宅耐震専門相談員登録制度

② 安心して耐震改修ができる環境整備

・相談窓口の設置
・市民への継続的な情報提供
・優良技術者・事業者の紹介



③「死者ゼロ」に向けた総合的な安全対策

ア　助成制度

・徳島市既存木造住宅耐震化促進事業
　→耐震シェルター設置支援事業
・徳島市危険ブロック塀等耐震化事業
・家具転倒防止対策推進（家具固定）事業

２－３　耐震診断・改修の促進を図るための支援策

（１）耐震診断・耐震改修に対する助成制度

耐震改修の円滑な促進のために、建築物の所有者が耐震診断・耐震改修を実施するにあたっての費用に対する助成や税制優遇等、県・関連団体等と協働して支援します。

木造住宅耐震化促進事業		
耐震診断支援事業	概要	・「徳島県木造住宅耐震診断員」として登録された建築士が診断を行い、後日、診断員が再訪問のうえ診断結果を報告 ・希望者には、診断結果を基にした補強計画及び概算見積りを診断員が提示
	対象（条件）	・平成 12［2000］年５月 31 日以前に着工された木造住宅 ・階数が３以下で、現在居住している又は居住する予定の住宅 ・在来軸組工法、伝統工法、枠組壁工法で建てられたもの （丸太組工法、プレファブ工法は除く） ・併用住宅、共同住宅、長屋、借家も含む
	自己負担額	・耐震診断のみ…無料 ・補強計画及び概算見積り…６千円
耐震改修支援事業	概要	・耐震診断の結果により行う耐震改修費用の一部を助成
	対象（条件）	・平成 12［2000］年５月 31 日以前に着工された木造住宅 ・耐震診断の評点 1.0 未満を 1.0 以上に向上させる工事 （基礎や壁の補強、劣化箇所の取替、屋根の軽量化等） ・高さ 1.5 メートル以上の家具を固定 ・工事時ののぼり旗の設置等の啓発活動への協力 ・エシカル消費（県産材利用や廃棄物の削減等）の取り組み実施 ・感震ブレーカー（分電盤タイプに限る）を設置
	補助額	・補助対象工事費用の５分の４かつ最大 100 万円 ・感震ブレーカー設置費用として 10 万円を上乗せ



図 2-1
耐震改修工事時ののぼり旗設置イメージ

地震保険における耐震診断割引	
概要	・耐震診断または耐震改修の結果、新耐震基準（昭和 56［1982］年６月１日施行の建築基準法における耐震基準）と同等の耐震性能を有することが確認できたものについて、地震保険の保険料を割引
割引率	・地震保険契約において、建物またはその収容生活用動産に対して 10%の割引を行う

【参考】その他、耐震化の状況による地震保険の割引（令和３年度時点）

割引制度	対象	保険料の割引率	
建築年割引	・昭和 56［1982］年６月１日以降に着工された住宅・建築物である場合	10%	
耐震等級割引	・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級１	10%
		耐震等級２	30%
		耐震等級３	50%
免震建築物割引	・「住宅の品質確保の促進に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%	

（２）避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる細街路等の幅員等を調査し、避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備します。これに基づき、これらの道路等を閉鎖する恐れのある住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

２－４　安心して耐震改修ができる環境整備

耐震改修は、市民の安全を守る上で非常に重要な取り組みですが、その円滑な実施のためには、建築物の所有者等が現状を把握し、主体的に取り組んでいくことが必要です。

また、本市では耐震診断・耐震改修に対する各種助成制度を実施していますが、本計画の策定にあたって実施した市民アンケート調査の結果等から、制度の認知度、利用意向の低いことが課題として挙げられます。そのため、耐震対策の必要性や支援制度等についての更なる情報発信が必要です。

市では以下のような施策を通じて、耐震改修の円滑な促進に向けて、建築物の所有者が安心して耐震改修に取り組むことができるような環境整備を行います。

（１）相談窓口の設置

徳島市都市建設部建築指導課に相談窓口を設置し、市民からの問合せに対応するとともに、積極的な情報提供に努めます。

（２）市民への継続的な情報提供

市のホームページや広報誌、各種ソーシャルメディア（ＳＮＳ）、ラジオ放送、防災訓練等のイベントの場等を活用し、耐震診断・改修の進め方、支援制度の紹介等を継続的に行うとともに、講習会等を開催し市民の意識の向上、各種支援制度の周知等を図ります。

表 2-1　市民への継続的な情報提供に係る主な取り組み

取り組み	概要
木造住宅所有者への戸別訪問（平成 19 年～平成 28 年）	・対象：昭和 56［1981］年以前の木造住宅 ・内容：個別に訪問し耐震診断、改修についての流れ、補助制度についての説明 ・その他：木造住宅耐震診断・耐震改修申請の受付
出前講座の開催	・対象：自治会等地域コミュニティ ・内容：耐震対策の必要性や支援制度についての説明 ・その他：木造住宅耐震診断・耐震改修申請の受付
耐震化促進パネル展の開催	・対象：市民 ・内容：徳島市役所 1 階国際親善コーナー等において、パネルや移動型耐震シェルターの展示、映像等を通じて耐震対策の必要性や支援制度について周知を図るとともに、建築関係団体による無料相談も実施
耐震診断受診者のフォローアップ	・対象：耐震診断の受診者のうち、倒壊の可能性があるという結果であったものの、耐震改修を実施していない住宅の所有者 ・内容：アンケート調査、希望者への個別相談会を実施

（３）人材の育成

耐震改修等の円滑な実施に備えるため、県と協働して、耐震改修等の実施に必要な人材の育成に努めます。

① 徳島県木造住宅耐震技術者養成講習会（徳島県）

徳島県木造住宅耐震技術者養成講習会	
概要	・「木造住宅耐震技術者養成講習会」を実施し、耐震診断・改修を行う技術者・事業者の育成を図るとともに、事業の変更点や参考となる改修事例の紹介を行う「フォローアップ説明会」を行い、技術者のスキルアップを図る ・「徳島県木造住宅耐震技術者養成講習会」の受講を修了し、県に登録された事業所は「木造住宅耐震診断員」、「木造住宅耐震改修施工者等」とし、県のホームページにて公開

②徳島県耐震スーパーバイザー認定制度（徳島県）

徳島県耐震スーパーバイザー認定制度	
概要	・木造住宅の耐震化を一層促進するため、耐震診断から耐震改修まで一貫して実施できる徳島県ならではの優良な事業所を「徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー（耐震スーパーバイザー）」として認定 ・耐震スーパーバイザーとして認定された事業所は、県のホームページにて事業所名、所在地、メッセージ、ＰＲシートを掲載

③徳島県木造住宅耐震専門相談員登録制度（徳島県）

徳島県木造住宅耐震専門相談員登録制度	
概要	・木造住宅の耐震化を一層促進するため、木造住宅の所有者や地域の自治会・市町村等が木造住宅の耐震化に関する相談等を行うことができる事業者を「徳島県木造住宅耐震専門相談員」として登録し、県のホームページにて公開 ・各種イベントでの無料相談や経験の浅い事業者への技術支援等、普及啓発の役割を担う

（４）優良技術者・優良事業者の紹介

耐震改修を計画している市民が、適正な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるよう、また、地震発生時の減災対策としての耐震改修を安心して適切に行えるように、県認定の木造住宅耐震診断員や木造住宅耐震改修施工者等、耐震スーパーバイザーなどを参考に優良技術者、優良事業者の紹介を行っていきます。

（５）優良改修例の紹介

優良な改修事例を収集整理し、耐震改修を計画している市民・事業者の参考となるよう紹介します。また、特定建築物の所有者等を対象に耐震改修事例の紹介を実施する等、積極的な普及・啓発の取り組みに努めます。

２－５　「死者ゼロ」に向けた総合的な安全対策

平成 23［2011］年の東日本大震災の課題と教訓から、従来の「防災」の視点だけでなく、災害時の被害を最小化する「減災」の視点も含めた、総合的な取り組みが重要となっています。

また、住宅については、費用負担の大きさや所有者が高齢でかつ後継者がいないことが要因となり、住宅の耐震改修の実施が難しいケース等がみられることからも、最低限、生命を守る取り組みが重要となっています。

これらのことから、以下のような地震時の建築物倒壊等から生命を守ることに主眼をおいた、「死者ゼロ」に向けた総合的な安全対策に取り組んでいきます。

（１）段階的な耐震改修の実施

一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは費用面で困難な場合もあるため、家族の状況、生活環境等に応じて、費用対効果の高い補強工事を優先的に行い、耐震改修工事を部分的もしくは複数回に分けて段階的に進める等、実情にあった耐震改修方法を提案していきます。

（２）家具の転倒防止策

近年の地震では、建物倒壊やブロック塀の倒壊による被害だけではなく、室内における揺れによる家具の転倒や落下物による負傷等も多く報告されています。負傷予防の観点から、室内の安全対策を進めていくことが必要です。

高齢者や障害者の方がいる世帯を対象に、家具転倒防止器具の取り付け費用を支援する「家具転倒防止対策推進（家具固定）事業」を実施するとともに、家具の転倒防止対策について、パンフレット等を活用して市民へ広く周知・啓発していきます。



←図 2-2
「家具転倒防止対策推進（家具固定）事業」チラシ



図 2-3→
家具の転倒防止策に関するパンフレット

（３）耐震シェルター・耐震ベッドの設置

住宅の所有者の生活環境や経済的な理由等で、大がかりな耐震改修工事が出来ない場合は、地震による住宅の倒壊から人命を守るため、住宅の中で最も滞在時間の長い居間や寝室等の個室を補強し、必要最低限の安全空間を確保することも、地震被害を軽減するために有効な手段となります。

本市では、住宅全体の耐震改修より比較的安価な工事費で実施可能な耐震シェルターや耐震ベッドの設置促進のため、耐震シェルター又は耐震ベッドを設置する工事費用の一部を補助する「耐震シェルター設置支援事業」を通じて市民へ広く周知・啓発していきます。

耐震シェルター設置支援事業	
対象 （条件）	・平成 12［2000］年５月 31 日以前に着工された住宅 ・耐震診断の評点が 1.0 未満と判定されたもの ・現在居住している住宅 ・高さ 1.5 メートル以上の家具を固定 ・工事時ののぼり旗の設置やアンケート等の啓発活動への協力
補助額	・補助対象工事費用の５分の４かつ最大 80 万円（耐震ベッドの場合は最大 40 万円）

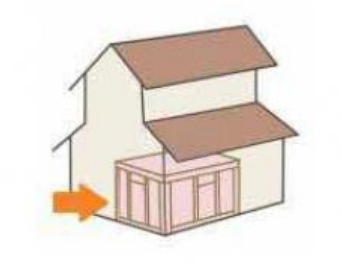


図 2-4
耐震シェルターの設置イメージ
資料：徳島県耐震改修促進計画

（４）地震時の被害を最小限にする簡易対策

寝ているときは地震の揺れに気が付くまでに時間がかかります。また、無防備な状態であることから、最低限の安全性を確保するため、家具の配置の工夫等、避難対策も含めた寝室の簡易対策を促進します。

＜簡易対策の例＞

・就寝時はカーテンを閉めることで、地震時のガラスの飛散防止対策とする。
・寝室に背の高い家具を置かない（置く必要があれば家具の固定をする）。
・地震時に揺れて破損する照明をコードのない天井取り付けの照明に変える。
・避難できる通路を確保するため、出入り口や通路には物を置かない。
　特に玄関への傘立てや水槽等、倒れて避難の妨げになる物は置かない。
・避難経路への照明の準備を行う。

（５）ブロック塀等の耐震化

地震により老朽化若しくは基準に不適合なブロック塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、被災者の避難や救助、消火活動に支障が生じる可能性があり、ブロック塀の倒壊防止対策は重要です。

本市では、平成 30［2018］年度より、道路に面する一定規模以上の危険なブロック塀等の撤去や、安全な工作物等に改修する費用の一部を補助する「徳島市危険ブロック塀等耐震化事業」を実施しています。

また、ブロック塀の倒壊による危険性や基準、点検方法等について、動画やパンフレット等により市民に周知を図るとともに、基準に合わないブロック塀等を調査し、危険と判断されるものについては、所有者に対して改善指導を行います。

加えて、耐震改修促進法第６条第２項第２号に基づき、ブロック塀等の安全確保に関する事業の対象路線として、次に掲げる事項に該当する市内の路線を指定します。

ア　建築基準法（昭和 25［1950］年法律第 201 号）第 42 条に規定する道路

イ　建築基準法第 43 条第２項の規定に適合する道及び通路

ウ　土地区画整理法（昭和 29［1954］年法律第 119 号）に規定する土地区画整理事業により築造した裏界通路

徳島市危険ブロック塀等耐震化事業	
対象 （条件）	（１）ブロック塀等を撤去する工事（撤去工事） （撤去した後に、40 センチメートルを超えるブロック塀等を再築することはできない） （２）ブロック塀等の高さを道路から 40 センチメートル以下に減じる工事（改善工事） （３）上記（１）または（２）に続いて、安全な工作物等に改修する工事（転換工事、設置工事）
補助額	（１）撤去工事又は改善工事 ・補助対象工事費の３分の２と基準額（1 メートルあたり 5,000 円）のいずれか少ない額以内、かつ、一敷地につき最大 10 万円 （２）転換工事又は設置工事 ・補助対象工事費の３分の２に上記（１）の補助額を加算した額以内、かつ、一敷地につき最大 20 万円



図 2-5
ブロック塀の点検に関するパンフレット
（発行：四国すまいづくり推進会議）

（６）落下物（天井・窓ガラス等）の安全対策

近年の都市型地震では、窓ガラスや外壁等の落下物による被害が発生しています。市内の中高層ビルやマンション等が立地している場所では、外壁等の落下や吊天井の崩落の危険も予想されます。地震時の落下物による人身事故の発生を防止するため、パンフレット等による啓発活動を進めると同時に、落下の危険が予測される以下の建築物については、現状の調査を行いつつ、改善に向けた指導を実施していきます。

①天井の崩落対策対象建築物

東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことを受け、平成 26［2014］年に施行された建築基準法に基づく技術基準に適合しない建築物の所有者・管理者に対し改善指導を行っていきます。

②窓ガラスの地震対策対象建築物

中心市街地（容積率が 400％以上の地域）及び避難路等に面する区域内において、昭和 54［1979］年３月 31 日以前に着工された建築物で、地階を除く階数が３以上の建築物の所有者・管理者に対し基準に適合しない箇所があれば改善指導を行っていきます。

（参考：H17.3.23 国住指第 3248 号　既存建築物における窓ガラスの地震対策について）

③外壁タイル等の落下物対策対象建築物

中心市街地（容積率が 400％以上の地域）及び避難路等に面する区域内において、地階を除く階数が３以上であり、かつ、竣工後おおよそ 10 年以上経過したもので、外壁タイル等が落下した場合、危害を加える恐れのある部分に傾斜した外壁をもつ建築物の所有者・管理者に対し基準に適合しない箇所があれば改善指導を行っていきます。

（参考：H16.6.16 国住指第 792 号　既存建築物における外壁タイル等落下物対策について）

（７）エレベーター閉じ込め防止

平成 17［2005］年７月に千葉県北西部を震源とする地震により、首都圏の約 64,000 台のエレベーターが運転休止※し、このうち 78 台において閉じ込め事故が発生し、復旧には相当の時間を要する等、大きな影響を受けました。

平成 21［2009］年９月 28 日施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、Ｐ波感知型地震時管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められています。

そのため、市ではエレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良、地震時の保守会社の緊急体制の確保等の重要性について、パンフレットの配布等により啓発活動を進めます。

また、建築基準法第 12 条第３項により、エレベーターの所有者に対して定期的に、一級・二級建築士、昇降機検査資格者に検査や損傷、腐食その他の劣化状況を点検させ、報告を求めていきます。

※安全確認のために最寄階に停止したまま再運転させないことをいう。

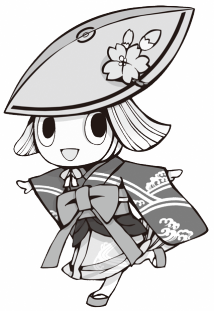
（８）狭あい道路整備事業

市内は数多くの建物が幅員４ｍ未満の狭い道路に接して建っている地域があります。現在では、車の通行量も増え、車のすれ違いもできない等、様々な問題が起きています。狭い道路は交通上の問題だけでなく、非常時の防災活動に支障をきたすばかりでなく、日照・通風等良好な環境をつくる上でも大きな障害となっています。

市では、狭い道に面して、建物を新築、増築、改築等をする場合、４ｍの道路幅員を確保できるように「徳島市狭あい道路整備要綱」に基づき道路整備を進めており、安全で快適な街、住みよい街づくりを目指します。

（９）ハザードマップの公表

地震の被害予想や危険地域、避難場所等が把握できるハザードマップを事前に確認しておくことで、被害を最小限に抑え、また、避難や救助活動が的確に行うことができることから、ホームページで公開し、情報提供に努めます。



２－６　地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

（１）地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に、重要な道路の沿道建築物が倒壊することにより、避難行動や緊急物資輸送に影響し、復旧活動や応急活動に支障をきたします。このため、耐震改修促進法第６条第３項第１号及び第２号に基づき、徳島県地域防災計画（令和２［2020］年 10 月修正）において定められた「第１次緊急輸送道路」のうち下表に示す「通行を確保すべき道路」を耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要な道路とし、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化促進を図ります。

表 2-2　緊急輸送道路

	区分		路線名	管理区分	区　間
緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	通行を確保すべき道路	国道 11 号	国	徳島市～鳴門市　香川県境
			国道 55 号	国	徳島市～海陽町　高知県境
			国道 192 号	国	徳島市～三好市　愛媛県境
			県道沖ノ洲徳島本町線(38 号線)	県	全線(徳島市)
			沖洲(外)中央線	県	臨港道路全線(徳島市)
			四国縦貫(徳島)動車道	西日本高速道路(株)	徳島 IC～井川池田 IC～三好市愛媛県境
			四国横断自動車道	西日本高速道路(株)	鳴門 JCT～徳島 IC
			四国横断自動車道	西日本高速道路(株)	徳島 JCT(仮称)～徳島東 IC(仮称)<事業中>
			四国横断自動車道	県	徳島東 IC(仮称)～阿南 IC(仮称)<事業中>
			国道 192 号　徳島南環状道路	国	徳島市(192 号)～徳島市(国道 55 号)<事業中>
			県道徳島引田線(1号線)	県	徳島市(国道 192 号)～板野郡(板野インター線)
	区分		路線名	管理区分	区　間
	第2次緊急輸送道路		国道 438 号	県	神山町役場～国道 192 号(徳島市)
			県道徳島鴨嶋線(30 号線)	県	徳島市(徳島引田線)～徳島市(国道 192 号)
			県道徳島鳴門線(39 号線)	県	徳島市(国道 11 号)～徳島市(徳島鴨嶋線)
			県道徳島小松島線(120 号線)	県	徳島環状線(徳島市)～徳島上那賀線(小松島市)
			県道徳島北灘線(41 号線)	県	徳島市(市道春日３丁目・不動線)～松茂吉野線(藍住町)
			県道徳島環状線	県	全線(徳島市)<事業中>
			市道北矢三・不動東町線(徳島市)	市	徳島鴨嶋線(徳島市)～徳島北灘線(徳島市)

1)対象区間は徳島市内のみ。
2)事業中のものは、供用開始時に緊急輸送道路と位置づける。

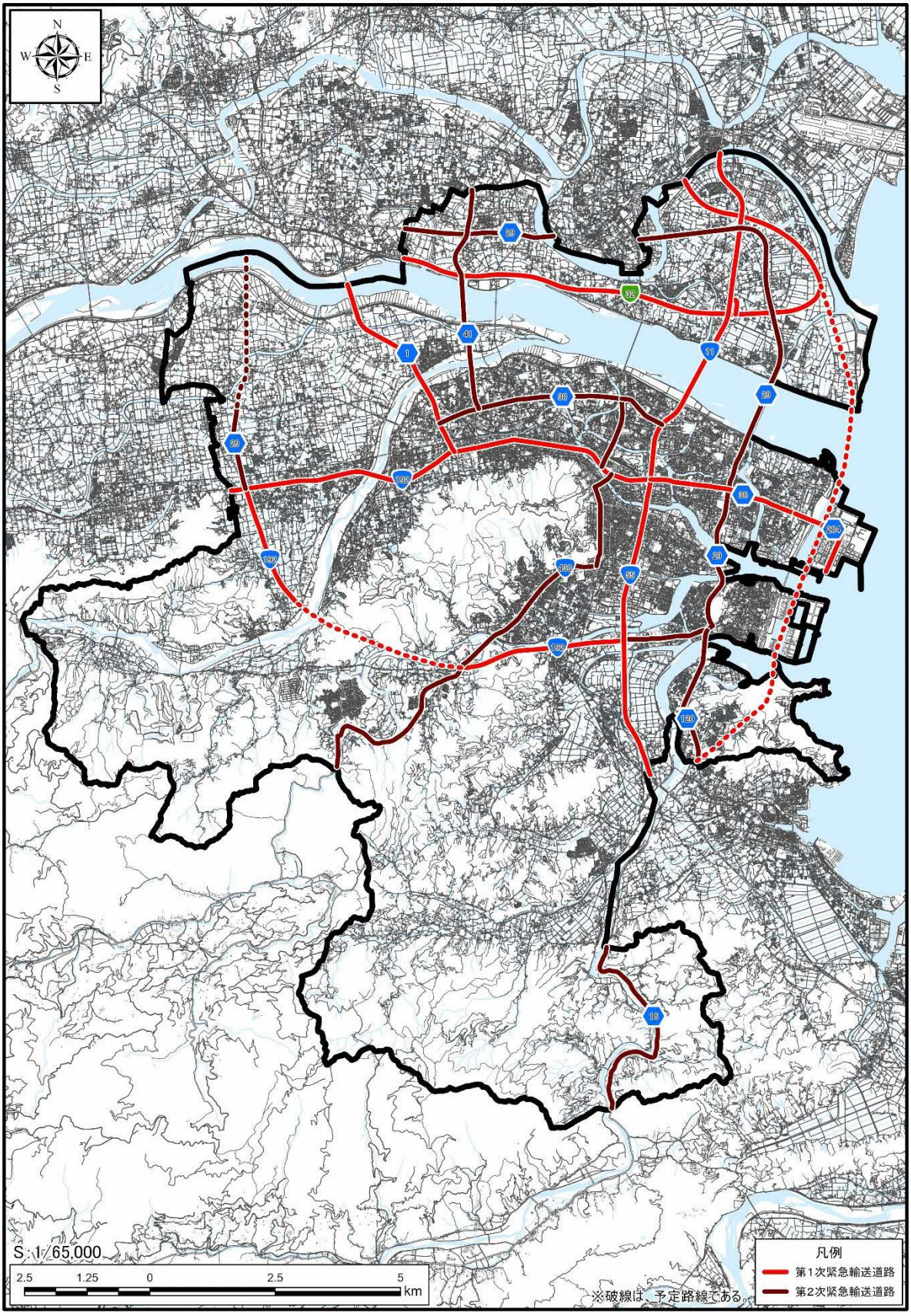


図 2-6　緊急輸送道路

背景地図：基盤地図情報基本項目（国土地理院ウェブサイト https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php）を活用

（２）地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの通行障害建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路沿いにある「一定の高さ以上の建築物※」を通行障害建築物とします。

また、耐震改修促進法第６条第３項第２号により、通行障害既存耐震不適格建築物であって、徳島県耐震改修促進計画又は徳島市耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければなりません。

※「一定の高さ以上の建築物」とは、以下のもののことを指す。
①前面道路の幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2 の高さを超える建築物
②前面道路の幅員が 12m 以下の場合は、６ｍの高さを超える建築物

表 2-3　地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの建物全棟数及び通行障害建築物棟数

区分	路線名	管理区分	区間	沿道建築物全棟数（棟）	通行障害建築物棟数（棟）
地震発生時に通行を確保すべき道路	国道 11 号	国	徳島市～ 鳴門市　香川県境	254	29 (7)
	国道 55 号	国	徳島市～ 海陽町　高知県境	305	37 (9)
	国道 192 号	国	徳島市～ 三好市　愛媛県境	883	106 (32)
	県道沖ノ洲 徳島本町線(38 号線)	県	全線(徳島市)	294	47 (18)
	沖洲（外）中央線	県	臨港道路全線 (徳島市)	74	0
	合　計			1,810	219 (66)

1)通行障害建築物棟数下段()内数値は当該建築物のうち、通行障害既存耐震不適格建築物数を示す。
2)建物全棟数及び通行障害建築物棟数は、各路線区間における徳島市内の建築物を抽出。

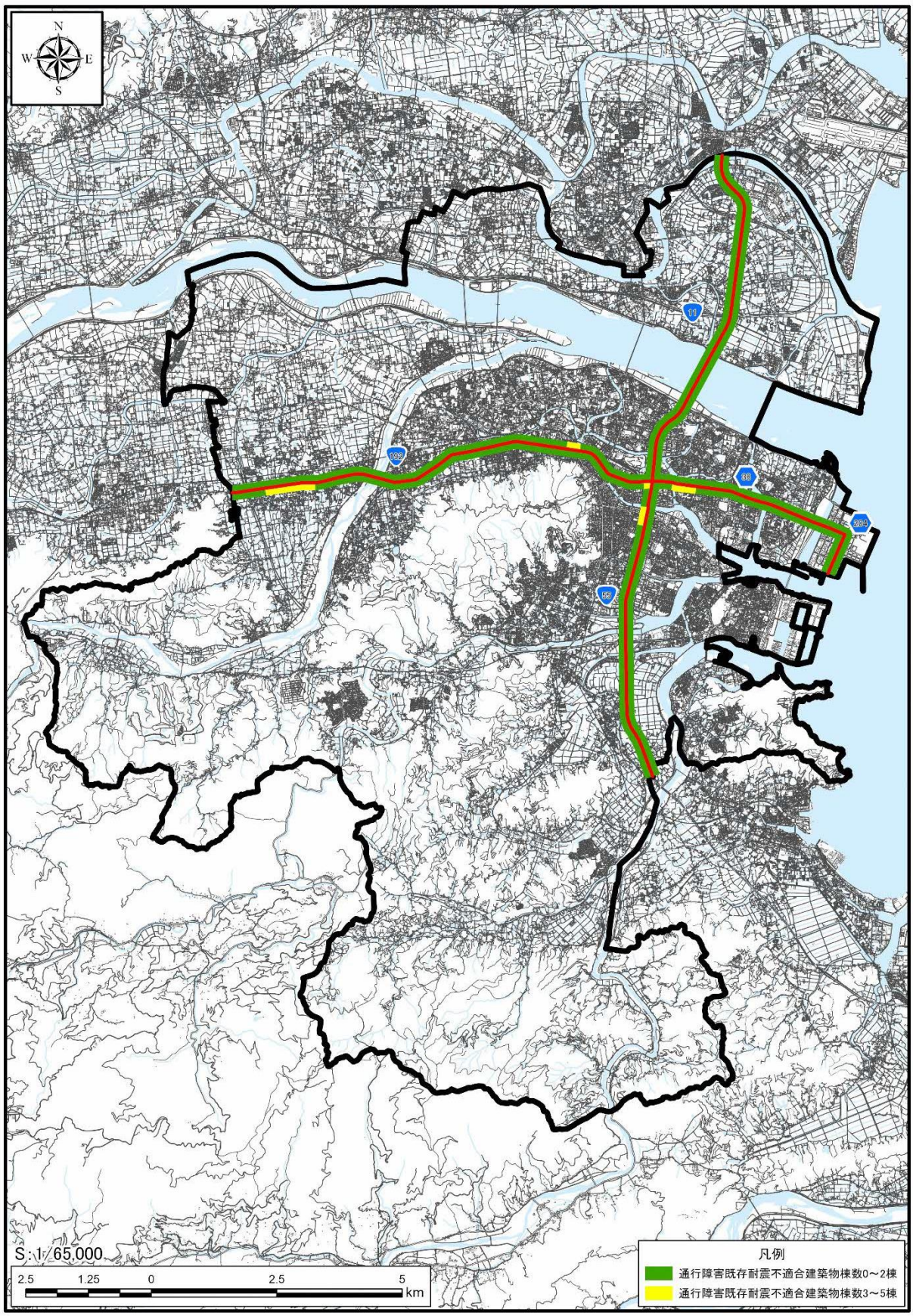


図 2-7　地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物棟数

背景地図：基盤地図情報基本項目（国土地理院ウェブサイト https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php）を活用

２－７　優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

本市では、市有施設について一定の考え方に基づき耐震化を進めてきました。このため、優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定については、市有施設と民間施設に分けて設定しています。

（１）市有施設

本市では全ての市有施設について耐震化を促進していますが、その中でも地震発生時の避難、救護、応急対策活動拠点となる防災上重要な建築物を優先することとし、次いで高齢者・乳幼児等の災害弱者のための建築物、不特定多数の者が使用し多くの被害が予測される建築物及びライフラインの応急対策活動拠点となる建築物を優先します。

優先度Ａに位置づけている防災上重要な市有施設については、既に全ての施設の耐震化が完了しています。

次いで優先度の高い、「不特定多数の者が使用し多くの被害が予測される建築物及びライフラインの応急対策活動拠点となる建築物（優先度Ｂ）」は、令和３［2021］年 10 月時点で 125 棟中、119 棟が耐震性を有しており、耐震化率は 95.2％となっています。

そのため、優先度Ｂの市有施設について、計画目標年次である令和８［2026］年度までに耐震化率 100％を目指します。

表 2-4　優先順位の考え方（市有施設）

優先度	用途区分
【優先度Ａ】 地震発生時の避難、救護、応急対策活動拠点となる防災上重要な建築物、及び高齢者・乳幼児等の災害時要援護者のための建築物 令和３［2021］年 10 月時点の耐震化率:100％	・防災活動中核拠点（市役所本庁舎、消防本部） ・災害医療活動拠点（病院、診療所） ・地域防災活動拠点（消防署所、災害対策連絡所、水道管理施設） ・避難所（学校教育施設、福祉施設、社会教育施設、コミュニティ施設　等）
【優先度Ｂ】 不特定多数の者が使用し多くの被害が予測される建築物及びライフラインの応急対策活動拠点となる建築物 令和３［2021］年 10 月時点の耐震化率:95.2％（119 棟／125 棟）	・学校教育施設（避難所指定以外） ・各種福祉施設（避難所指定以外） ・集会所（避難所指定以外） ・社会教育施設 ・文化・コミュニティ施設 ・観光・レクリエーション施設 ・下水道管理施設、水道施設　等
【優先度Ｃ】 優先度Ａ・Ｂ以外のもの	・その他施設

（２）民間建築物

市有施設の考え方と同様に、地震時にできるだけ多くの市民の命を守り、円滑な避難を確保するため、防災上重要な施設として「災害時に機能の確保が必要な建築物」、「災害時に要援護者等が利用する建築物」について優先的に耐震化に着手すべき建築物と位置づけます。多くの民間建築物のうち、特に優先すべき建築物として、一定規模以上を有する特定建築物について優先していきます。

また、不特定多数の利用者が見込まれる上記以外の特定建築物についても、耐震化を優先していきます。

表 2-5　優先順位の考え方（民間建築物）

<table>
<tr><th></th><th>特定建築物</th><th>特定建築物以外</th></tr>
<tr><td>災害時に機能の確保が必要な建築物</td><td>優先ランク１</td><td rowspan="2">優先ランク３</td></tr>
<tr><td>災害時に要援護者等が利用する建築物</td><td>優先ランク２</td></tr>
<tr><td>その他建築物</td><td>優先ランク４</td><td></td></tr>
</table>

【同じランク内での優先性の考え方】

○ 築年度の古いものを優先

○ 規模の大きいもの、利用者の多いものを優先

○ 第１号特定建築物については、より多数の者が利用するものを優先

○ 第２号特定建築物については、より危険物の貯蔵または処理の多い施設を優先

※第１号特定建築物、第２号建築物の分類は P15 参照

第３章　建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及

３－１　概　要

地震に関する地域危険度マップの作成・公表	○地震による建物被害を地域別に想定し、見える化した「地震に関する地域危険度マップ」を作成し、これをホームページ等で市民に公表することで、啓発に努めます。
相談体制の整備及び情報提供の充実	○建築物の所有者が、耐震診断・改修等に関連する相談が気軽にできる窓口を設置するほか、市のホームページや広報誌、各種ソーシャルメディア（ＳＮＳ）、ラジオ放送、防災訓練等のイベントの場等を活用し、市民への積極的な提供に努めます。
パンフレットの配布等、学習機会の提供	○より多くの市民が地震の危険性や耐震化に関する知識を学習できるよう、パンフレット等を作成し広く一般に配布するほか、学校等を通じて子どもたちに学習機会の提供に努めます。 ○特定建築物の所有者向けのパンフレットの作成、講習会等を開催する等、耐震化の普及・啓発に取り組みます。 ○県や建築関係団体と協力して、耐震診断、耐震改修を行う技術者の育成を進めます。
リフォームにあわせた耐震改修の誘導	○住まいにおいてＩＣＴ（情報通信技術）を活用する「住まいのスマート化」をひとつの動機付けとして、リフォームと併せた木造住宅の耐震化を促すことで、より一層の耐震化・減災化に努めます。
建替え・住替えの推進	○旧耐震基準に基づいて建築された住宅は、築年数が 40 年以上経過し、耐震性の確保だけでなく老朽化への対応も大きな課題となっていることから、除却、建替え・住替えを促進していきます。
空き家対策の取り組み	○状態が良好でも耐震性のない空き家をリノベーションして活用する際、耐震改修も併せて行うことで耐震化が図られるよう、空き家に対しても耐震化の支援を行います。 ○道路沿いの老朽危険空家等の除却に対して助成を行う支援策を講じて、地域の防災性の向上や地震時の二次災害予防に努めます。
コミュニティ・自治会との連携・取り組み支援	○地域防災力の向上に向けて、自主防災組織の育成を推進するため出前講座等、地域コミュニティと連動・連携した防災の取り組み支援を進めます。

３－２　地震に関する地域危険度マップの作成・公表

地震による建物被害を地域別に想定し、見える化した「地震に関する地域危険度マップ」を作成し、市のホームページ等で公表することで、市民が巨大地震による住宅・建築物の被害の大きさを認識し、既存建物の耐震化を促進します。

３－３　相談体制の整備及び情報提供の充実

建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を図るため、県や建築関係団体と協力して相談窓口を設置しています。設置する相談窓口では、耐震診断・改修に関する助成制度、優良な技術者・事業者の紹介、耐震改修の技術的疑問に関する情報等、建築物所有者個々の事情にあわせた取り組みが実施できるような有益な情報を提供します。

また、耐震化に係る有益な情報については、市のホームページや広報誌、各種ソーシャルメディア（ＳＮＳ）、ラジオ放送、防災訓練等のイベントの場等を活用し、市民への積極的な提供に努めます。

３－４　パンフレットの配布等、学習機会の提供

（１）パンフレット等の配布による学習機会の提供

耐震改修を進めることは、個人の安全性の向上のみならず、周辺の防災まちづくりを進める上で重要です。より多くの市民に地震の危険性や建築物の耐震性についての正確な知識や情報を提供できるよう、建築物の耐震化に関するパンフレット等を作成し、広く一般に配布します。

また、小中学校等を通じて、地震の危険性や地域防災の重要性を学習できる機会の提供を推進します。

（２）特定建築物所有者への啓発指導の実施

地震時に防災活動拠点となる病院や、災害時要援護者が利用する社会福祉施設、不特定多数の人が集まる商業施設・観光施設等、特定建築物所有者に対して普及・啓発に効果的なパンフレットの作成、配布、講習会等の開催等、耐震化の普及・啓発に取り組みます。

（３）建築技術者、建築事業者への啓発指導の実施

県や建築関係団体と協力して、「徳島県木造住宅耐震技術者養成講習会」等、建築関連事業者、住宅開発事業者を対象とした講習会を実施し、耐震診断及び耐震改修を行う技術者の育成を進めます。

３－５　リフォームにあわせた耐震改修の誘導

少子・高齢化の進行やライフスタイルの多様化、新生活様式への住まい側からの対応の有効な手段の一つとしてＩＣＴ（情報通信技術）の活用が考えられます。そのため、住まいにおいてＩＣＴを活用する「住まいのスマート化」をひとつの動機付けとして、リフォームと併せた木造住宅の耐震化を促すことで、より一層の耐震化・減災化に努めます。

本市では、「耐震改修支援事業」または「耐震シェルター設置支援事業」とあわせて実施する、ＩＣＴやＡＩ（人工知能）を活用した整備の設置（スマート化工事）や省エネルギー化工事、バリアフリー化工事の費用の一部を補助する「住まいのスマート化支援事業」を実施しています。

住まいのスマート化支援事業	
対象 （条件）	・耐震改修支援事業又は耐震シェルター設置支援事業を実施 ・ＩＣＴ（情報通信技術）やＡＩ（人工知能）を活用した整備を設置するスマート化工事については、１つは必須 ・スマート化工事例（必須工事）：見守り機能付きトイレの設置、スマートロックの設置、遠隔確認機能付き宅配ボックスの設置、地震計の設置　等 ・省エネルギー化工事やバリアフリー化工事等については、スマート化工事（１つは必須）とあわせて実施することで補助対象となる
補助額	・補助対象工事費用の３分の２かつ最大 30 万円

３－６　建替え・住替えの推進

旧耐震基準に基づいて建築された住宅は、築年数が 40 年以上経過し、耐震性の確保だけでなく老朽化への対応も大きな課題となっています。

そのため、本市では建替えや住替えを目的に、耐震診断により倒壊の可能性が高いと診断された木造住宅の除却費用の一部を補助する「住替え支援事業」を実施するとともに、旧耐震基準建築物の危険性について市民に広く周知・啓発していくことで、除却、建替え・住替えを促進していきます。

住替え支援事業	
対象 （条件）	・昭和 56［1981］年５月 31 日以前に着工された住宅 ・診断時の評点 0.7 未満と判定されたもの ・現在居住している木造住宅の全てを除去する工事
補助額	・補助対象工事費用の５分の２かつ最大 30 万円

３－７　空き家対策の取り組み

状態が良好でも耐震性のない空き家をリノベーションして活用する際、耐震改修も併せて行うことで耐震化が図られるよう、空き家に対しても耐震化の支援を行います。

また、空き家を適正に管理せず放置しておくと、周辺の居住環境の悪化に繋がるだけでなく、老朽化した空き家は、地震や台風で倒壊し通行人への危害や避難路閉塞を生じさせる恐れがあります。そのため、道路沿いの老朽危険空家等の除却に対して助成を行う支援策を講じて、地域の防災性の向上や地震時の二次災害予防に努めます。

３－８　コミュニティ・自治会との連携・取り組み支援

地震防災対策の基本は「自らの命は自らが守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」です。地域防災力の向上に向けて、自主防災組織の育成を推進するため、地域組織を対象とした耐震改修に関する出前講座等のコミュニティ連動型の取り組み支援を進めます。

第４章 耐震化を促進するための指導や命令等に関する事項

４－１　概　要

指導等の実施の流れについて	○耐震改修促進法第により、建築物の所有者に対し必要な指導及び助言を行います。 ○耐震改修促進法第により、建築物の所有者に対し必要な指示をします。 ○耐震改修促進法第により、建築物の所有者が正当な理由なく指示に従わない場合、その旨を公表します。 ○耐震改修促進法により公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震診断・改修を行わない場合等には、建築基準法に基づき、当該建築物の除却・改築・修繕等を行うよう勧告・命令します。
指導等の対象となる建築物について	○次の建築物の所有者に対して、必要な指導等を行います。 要安全確認計画記載建築物　（耐震改修促進法第 12 条） 特定既存耐震不適格建築物　（耐震改修促進法第 15 条） 上記以外の既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第 16 条） 要耐震改修認定建築物　（耐震改修促進法第 27 条） （附則第３条第３項で準用する場合を含む。）

４－２　指導等の実施の流れについて

耐震改修促進法第 12 条第１項等に基づき、建築物の所有者に対し、重点的に耐震化を促進するため、公共的な観点から必要な支援を行うとともに、耐震改修促進法に基づく指導・助言等を積極的に行います。

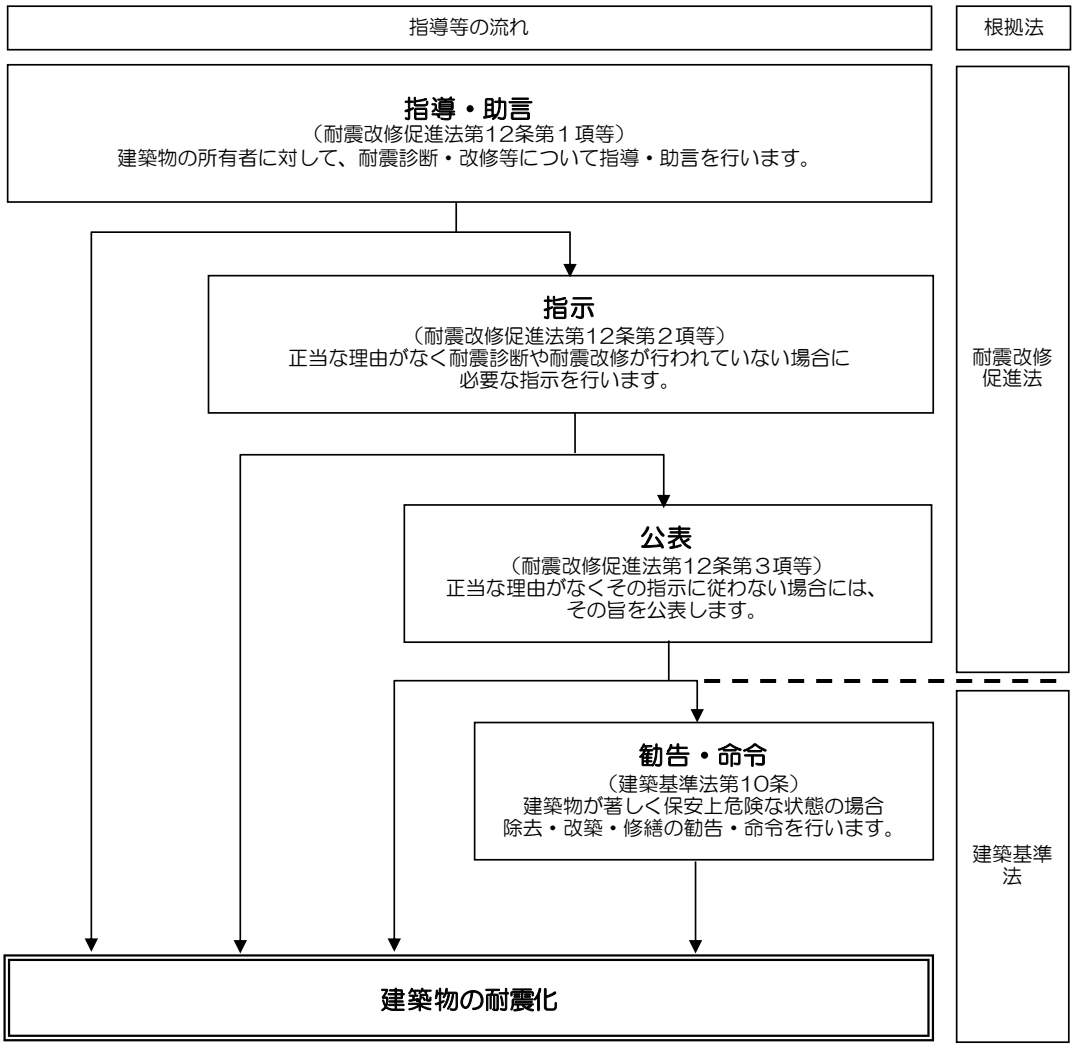


図 4-1　指導等の実施の流れ

４－３　指導等の方針

（１）指導及び助言の実施

耐震改修促進法第 12 条第１項（附則第３条第３項で準用する場合も含む。）、第 15 条第１項、第 16 条第２項及び第 27 条第１項に基づき、建築物の所有者に対し必要な指導及び助言を行います。

指導及び助言は、所有者に対して既存建築物の耐震診断・改修の必要性を説明し、それらの実施を促しながら相談する形で行います。

（２）指示の実施

耐震改修促進法第 12 条第２項（附則第３条第３項で準用する場合も含む。）、第 15 条第２項及び第 27 条第２項に基づき、建築物の所有者に対し必要な指示をします。

指示は、指導及び助言のみでは耐震診断・改修が実施されない場合において、再度実施を促し、それでも協力が得られない場合において、具体的に実施すべき事項を明記した指示書を交付する等の方法で行います。

（３）公表の実施

耐震改修促進法第 12 条第３項（附則第３条第３項で準用する場合も含む。）、第 15 条第３項及び第 27 条第３項に基づき、建築物の所有者が正当な理由なく指示に従わない場合、その旨を公表します。

当該建築物は不特定多数の者が利用したり、防災拠点となる場合が多いことから、指示に従わず耐震診断・改修を行わない場合、所有者の社会的責務は大きいと考えます。

なお、公表は、市のホームページや庁舎の掲示板を利用し、広く市民が閲覧できるようにします。

（４）勧告・命令の実施

耐震改修促進法第 12 条第３項（附則第３条第３項で準用する場合も含む。）、第 15 条第３項及び第 27 条第３項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震診断・改修を行わない場合等には、次の勧告または命令を行います。

①損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる恐れがあると認められる建築物については、所有者に対して建築基準法第 10 条第１項の勧告、若しくは第２項の命令を行います。

②構造上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、所有者に対して速やかに建築基準法第 10 条第３項による命令を行います。

第５章 その他建築物の耐震化の促進に関する事項

５－１　関係団体との連携

本計画で定めた耐震化の目標を達成するには、国や県、建築関係団体等との連携が不可欠です。

このため、「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」において、徳島県、県内各市町村及び（公社）徳島県建築士会、（一社）徳島県建築士事務所協会をはじめとする各関係団体との連携を深め、各種施策の連携実施や事業進捗状況の把握等を定期的に取り組んでいきます。

表 5-1　主な関係団体一覧

団体名	連絡先
徳島県 県土整備部 住宅課	088-621-2598
「とくしま回帰」住宅総合支援センター	088-666-3124
（公社）徳島県建築士会	088-653-7570
（一社）徳島県建築士事務所協会	088-652-5862

５－２　進行管理

本計画で定めた耐震化の目標達成に向けて、本計画を着実に進めることが必要です。

このため、庁内関係部課で構成される「徳島市住宅・建築物耐震化促進協議会」において、進捗状況や目標の達成状況を把握し、必要に応じて目標設定の見直し等を行います。

また、住宅については、本計画における耐震化率の目標達成に向け、耐震化をより一層推進していくため、県が毎年策定する「徳島県住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」において、耐震化促進事業の実施・達成状況の把握、評価、改善策の設定等を行い、対策を進めます。